

2018年3月30日、企業会計基準委員会は、収益認識に関する包括的な会計基準として企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」(以下、「本基準」といふ)および企業会計基準適用指針30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(以下、「本指針」といふ)を公表した。本基準は、すでに2018年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から早期適用(任意)が開始されており、2021年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首からは強制適用される。

収益の認識は、損益計算書(あるいは包括利益計算書)のトップラインである売上高の計上に関するものであり、会計処理のなかでも根本的な事項の一つである。そのため、収益の認識は、会計監査においても多くの会社において重点項目とされているが、従来は、収益認識に関しては実現主義の原則に矛盾しない会計処理である限り会計処理に幅があり得たため、法務担当者が収益認識を意識する機会ほとんどなかった。

本基準は、このような従前の実務を改め、顧客との間で締結した契約に

着目し、顧客との個々の契約を対象として適用することとされているところに大きな特徴がある。そのため、本基準の適用開始後は、監査人が顧客との個々の契約を閲覧して契約内容を確認し、会社が行っている会計処理が本基準に照らして適正かどうかを監査することとなる。その際には、監査人が法務担当者に対して契約の背景・経緯や契約中の各規定の趣旨、運用等について質問をすることも想定され得る。また、会計監査において、当該契約の規定に法的な強制力があるかどうかについての判定が必要となる場面では、判定のために判例等の調査が必要となる可能性があり、そのような場合には法務担当者や弁護士との役割が重要となる。

このような、契約を重視した会計監査に対応するためには、契約実務を担う法務担当者においても、本基準における収益認識のしくみを理解し、その観点から戦略的に契約内容を検討し、準備する必要がある。さらに、法務と経理・財務との緊密な連絡も求められよう。

なお、本稿における意見は筆者の私見である旨、あらかじめ申し添える。

第1章

法務面で重要な「ステップ」をひもとく 契約実務からみた 収益認識基準

第1章のエッセンス

● 履行義務の識別においては、契約書を精査したうえで、それらの約束(契約上の義務)を抽出する。契

約書を精査する際、法務の観点から、黙示の合意を明文化しておく必要性についても同時にチェックするのが効率的である。

● 別個の財またはサービスの識別に

関して、契約の規定が自社の意図する収益認識の時期に沿っているかどうかチェックする必要がある。

● 履行義務の充足に関しては、会社

が意図する収益認識の時期に契約の内容に沿っているかをチェックし、沿っていない場合には契約条件の見直しを検討する必要がある。

本基準の詳しい内容は、他稿でさまざまな観点から解説されていることから、ここでは概略のみ述べるにとし、以下では契約実務・法務の面から特に重要である点に絞って説明する。